

令和5年度札幌市動物管理センター教育普及事業等運営業務 提案説明書

1 業務名

令和5年度札幌市動物管理センター教育普及事業等運営業務

2 趣旨

この説明書は、札幌市が実施する「令和5年度札幌市動物管理センター教育普及事業等運営業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市では、平成30年4月に「札幌市動物愛護管理推進計画」を策定し、「動物愛護精神の涵養」、「動物の適正管理の推進」、「動物の福祉向上」を基本とした動物愛護管理に関する様々な取り組みを実施している。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/inuneko/main/keikaku.html>)

また、令和5年秋には(仮称)札幌市動物愛護センター(以下「新センター」という。)の開設を予定している。

本業務は、新センターの開設を契機として市民の動物愛護や適正飼養に係る気風を醸成し、新センターの利活用を促進することを目的としたプロモーションを行うとともに、新センター開設後に行う市民向け教育プログラムの企画運営、常設教材の企画制作を行うものである。

4 業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

5 提案業務の上限額

5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 業務内容

(1) 新センター開設に向けたプロモーション

ア 新センターの開設の周知及び利活用の促進を図るための広報

下記二点を目的とし、幅広く市民への周知を図る。

- ・ 今まで、動物管理センターに接点のなかった方(これまで動物を飼ったことのない方、今後も飼う予定はない方等)にもセンターを知ってもらう。
- ・ 過去の殺処分等のマイナスなイメージを払しょくし、新センターが多くの子市民にとって親しみやすく、気軽に訪れ、ペットについて学び、または新たな家族と出会う場所としてこれまで以上に活用されることを目指す。

本年10月頃発表予定の新センターの愛称及び後述の開設イベントの周知についての内容を含むこと。

また、広報媒体としてポスターの作成は必須とする。作成したポスターの活用方

法及び他の媒体の選定・作成等については、業務の目的に照らして効果的なプロモーションが行える方法を提案すること。

イ 新センターの開設にかかるプロモーション頒布品（ポケットティッシュ等）の制作

当該頒布品は新センター開設イベント及び開設後の教育プログラム、その他各種普及啓発イベント等での継続的な頒布を想定している。

業務の目的に照らして効果的なプロモーションが行える内容、個数、頒布先等について提案すること。

ウ 新センター開設イベントの企画・運営

(ア) 開設イベント概要

時期：本年 11 月頃の土曜日または日曜日を想定

場所：新センター敷地内

多目的ホール（最大 100 名程度収容）及び屋内運動場（動物持込可）も使用可能。レイアウト等は別紙 1 図面参照。

(イ) 内容

貸出しが可能な備品は別紙 2 のとおり。イベントには以下の内容を含むこととする。

- ・ メディア等内覧会（開設イベントとは別日でも可）
- ・ 関係者によるテープカット
- ・ 選定された愛称の考案者に対する表彰式
- ・ 基調講演
- ・ 動物愛護団体による動物譲渡会

※ 動物譲渡会を行う動物愛護団体の選定・依頼は委託者が行い、実施に関する調整等は受託者が行うこととする。

(2) 新センター開設以降の教育プログラムの企画運営

ア 開催テーマ

① どうぶつはじめて講習会（月 1 回程度 計 4 回）

新たにペットを飼うことを考えている市民に対して、事前に検討すべきことや準備すべきことについて、センター職員から解説を行う。

動物管理センターには飼いきれなくなった犬猫の放棄相談が多数寄せられる。この講習会の参加者の目標到達点として、あらかじめ飼い主の責任を理解したうえで動物を飼い始めることで、終生飼養を当たり前のこととして実行することが出来る飼い主を増やすことを主眼に置き、講習会の形態や内容、対象層への訴求力や拡散力を高めるための工夫等について提案すること。

② 犬の飼い方セミナー（計 1 回）

既に犬を飼っている飼い主を主な対象として、犬の飼育にかかる法令やルール、健康管理の注意点、しつけの仕方、災害に対する日頃の備えについて解説する。

動物管理センターには犬の飼い方（鳴き声、散歩時の排せつ、咬傷事故等）

についての相談が多数寄せられる。この講習会の参加者の目標到達点として、犬も社会の一員として生活することが求められ、飼い主にはそのための適正な飼養管理を行う責任があることを理解してもらうということを主眼に置き、セミナーの形態や内容、対象層への訴求力や拡散力を高めるための工夫等について提案すること。

③ 猫の飼い方セミナー（計1回）

既に猫を飼っている飼い主を主な対象として、猫の飼育にかかる法令やルール、健康管理の注意点、しつけの仕方、災害に対する日頃の備えについて解説する。

動物管理センターには猫の飼い方（多頭飼育、悪臭、外飼い等）についての苦情・相談が多数寄せられる。この講習会の参加者の目標到達点として、猫も社会の一員として生活することが求められ、飼い主にはそのための適正な飼養管理を行う責任があることを理解してもらうということを主眼に置き、セミナーの形態や内容、対象層への訴求力や拡散力を高めるための工夫等について提案すること。

④ 子ども向け動物愛護ワークショップ（計1回）

小学校中～高学年を対象に動物愛護や適正な飼育についての意識の向上、家族への働きかけを目的としてグループワークを行う。

参加者の想定として、「動物を大切にしましょう」という道德教育は受けている前提。このワークショップでは「じゃあ動物を大切にするとどういうことだろう？」「動物にとっての幸せって何だろう？」という一歩踏み込んだ内容についてディスカッションを行い、動物愛護に関する自分なりの価値観の形成を手伝うことを主眼に置き、ワークショップの形態や内容、対象層への訴求力や拡散力を高めるための工夫等について提案すること。

イ 基本仕様

- いずれも令和5年11月～令和6年3月までの期間の土・日・祝日を基本とする。新センター多目的ホールにて開催すること。
- 多目的ホールへの動物の持ち込みは不可。企画の内容によって動物を使用したい場合は、屋内運動場（別紙1 図面参照）を利用すること。
- 開催にあたっては各プログラムの対象層に合わせた媒体等を選定して広報を行うこと。
- 各テーマについては、「人と動物が幸せに暮らすまち・さっぽろ」の趣旨に沿うよう、動物愛護精神の涵養だけでなく飼い方マナー、終生飼養等の飼い主の責任についても解説を行うこと。
- 子ども向け動物愛護ワークショップ以外については、難易度の目安として中学生以上が理解できるような内容にすること。
- 対象層が理解しやすいよう必要に応じて画像、音声、動画等を活用するなどの工夫をすること。
- 各プログラムの事前申込受付、参加者名簿管理等を行うこと。
- 事前申込について、申込方法は少なくとも電話及びホームページを含むこと。

- ・ 教育プログラムの効果測定を行うため、アンケートを作成し、回収・集計を行うこと。
- ・ 貸出し可能な備品は別紙2のとおり。

(3) 新センターにおける常設展示物の作成

- ア 新センター多目的ホールの壁面等における常設展示コンテンツを作成する。壁面のレイアウト等は別紙4を参照。
- イ 来場者がイベント前の空き時間等に気軽に立ち寄り見学できるものを想定。
- ウ 内容は動物愛護や適正飼養、動物の災害対策等「人と動物が幸せに暮らすまち・さっぽろ」の趣旨に沿うものを作成。
- エ 普及啓発したい内容をテキストや画像で伝えるパネル展示等を想定しているが、パネルというスタイルにはこだわらず、来場者がインタラクティブに楽しめる（例：カバーをめくると答えが見られるクイズ）、長期間展示しても陳腐化しない（例：季節ごとの内容のパネルを定期的に入れ替える）等、来場者に必要な内容を伝えつつ楽しんでもらえるような工夫を行うこと。
- オ 提案説明においては一例として委託者が提示する内容（別紙3のとおり）を啓発する想定でコンテンツを提案すること。ただし、内容が提案したいコンテンツ形態になじまない場合は独自の内容で提案を行うことも可とする。

(4) 報告書の作成

報告書（A4 版および電子データ）及び必要に応じて補足資料等を作成し提出すること。報告書には各企画の内容及び当日の様子がわかる画像など、実施業務の内容がわかる画像データを複数含むこと。

(5) 作成したポスター、頒布物、常設掲示物のデザインについて

- ア 作成したポスター、頒布物、常設掲示物のデザインについては、委託者に電子データを提出すること
- イ 前項で提出する電子データの形式は委託者と協議すること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。

7 企画提案を求める事項

企画提案書には以下の項目を含めること

項目	説明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4 判1 ページ程度
(2)動物愛護行政における課題と取組	動物愛護と適正飼養に係る普及啓発において、行政が取り組むべき課題の抽出及び取組方針の提案	A4 判1 ページ程度
(3)新センター開設に係るプロモーションの実施内容	幅広い市民にリーチするプロモーションに必要と考えられるポイント及び内容の提案	A4 判2 ページ程度

(4)教育プログラムの実施内容	参加者が楽しみながらテーマについて学ぶために考慮すべきポイント及びプログラム内容の提案	A4 判 3 ページ程度
(5)常設展示の作成内容	来場者の興味を引き、楽しく動物愛護について学べるような展示の作成のために考慮すべきポイント及び内容の提案	A4 判 1 ページ程度
(6)その他独自の提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4 判 1 ページ程度
(7)業務実施体制	業務の実施体制及び担当技術者の業務の経歴	A4 判 1 ページ程度

8 参加者の資格要件

次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法による更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置をうけていないこと。
- (4) 企画提案書等提出期限時点において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) その他札幌市契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (8) 国又は地方公共団体等が発注した、調達役務の内容と同規模または類似の履行実績を有する者であること。

9 提案方法等

(1) 提出書類及び部数

ア 参加意向申出書（様式 1）：1 部

イ 企画提案者概要書（様式 2）：1 部

ウ 企画提案書（様式自由・A 4 判・表紙を含めて 11 ページ程度）：11 部（正本 1 部、副本 10 部）

エ 参考見積書（様式自由）：1 部

積算根拠が分かるように作成すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確約するものではない。また、上記 5 に示す提案上限額の範囲内とする。

オ 再委託予定先の一覧（様式自由）：1 部

本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部（チラシ、ポスター印刷、セミナー講師など）を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

ア) 会社名

イ) 所在地

複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。

ウ) 再委託する業務の範囲

エ) 再委託が必要な理由

カ 類似業務実績確認書（様式3）：1部

実績を証明するものとして、契約書等の写しを添付すること（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

キ 計画書（様式自由）：1部

業務の履行期間中（契約締結日は9月上旬を想定）における業務計画を作成すること。

(2) 提出期限

令和5年8月10日（木）17時【必着】

参加意向申出書、企画提案者概要書、企画提案書、参考見積書及び再委託予定先の一覧

(3) 提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

札幌市保健福祉局 保健所 動物管理センター

(4) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 用紙サイズはA4判とすること。

イ 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和5年度札幌市動物管理センター教育普及事業等運営業務 提案説明書」と記載すること。

ウ 企画提案書は正本1部、副本10部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。

エ 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」または「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、再委託予定先に関する記載がある場合も上記と同様の取り扱いとすること。

10 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和5年7月19日（水）～7月28日（金）17時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「令和5年度札幌市動物管理センター教育普及事業等運営業務企画提案に関する質問」とすること。

ウ 提出先

Eメールアドレス：inuneko@city.sapporo.jp

(2) 回答

回答は、ホームページに随時掲載する。令和5年8月2日（水）17時までに、すべての質問に対する回答を掲載する（質問者名は公表しない）。

11 企画提案の審査

企画提案書は、「令和5年度札幌市動物管理センター教育普及事業等運営業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において審査を行う。

(1) 参加資格の確認

ア 参加資格については「3 参加資格」に基づき確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(2) ヒアリング審査

ア 日時

令和5年8月22日（火）（予定）

イ 会場

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 2階大会議室

詳細については別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。なお、発表者には本業務の業務処理責任者を含むこと。

エ 発表時間について

1企画提案者当たりプレゼンテーション10分、質疑10分（予定）。

オ 発表参加者

出席者は最大3名までとする。

カ 契約の相手方の選定及び契約について

契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と随意契約により行うこととし、具体的な内容及び委託費の額は、委託候補者と札幌市との協議により決定するものとする。なお、委託候補者との協議が不調に終わった場合や、企画提案にあたり、虚偽の記載および申告など、不正とみなされる行為を行った場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

キ 事前審査

参加者多数（概ね4者以上）の場合、実施委員会委員長の決定により、ヒアリング審査に先立って書類による事前審査を行う場合がある。事前審査においては審査項目「1 事業の目的理解」に基づき評価を行うこととし、通過者数は3者程度とする。事前審査結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

ク 審査項目及び審査基準

別添評価基準のとおりとする。

12 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり。

企画提案の公募開始（告示）	令和5年7月18日（火）
質問書の提出期限	令和5年7月28日（金）※
質問書に対する回答	令和5年8月2日（水）
企画提案書等提出期限	令和5年8月10日（木）※
ヒアリング審査	令和5年8月22日（火）

※ 提出期限については、それぞれ期限日の17時必着とする。

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

15 著作権に関する事項

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納品された成果物（動画を除く）委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて委託者に譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 動画制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に委託者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は、責任を負わないものとする。
- (6) 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスターその他プロモーション媒体に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下著作権等という。）は、委託者が保有するものとする。
- (7) 受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しない

ものとする。

- (8) 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (9) 納入される成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

16 その他の留意事項

- (1) 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類等については電子媒体も含めて返却しない。また、期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。（軽微な修正は除く）

17 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、ヒアリング審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、ヒアリング審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らず、採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、内容を一部調整する場合がある。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 提出書類に虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合
 - イ 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - ウ その他、札幌市が不適切と判断した場合

18 連絡先

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

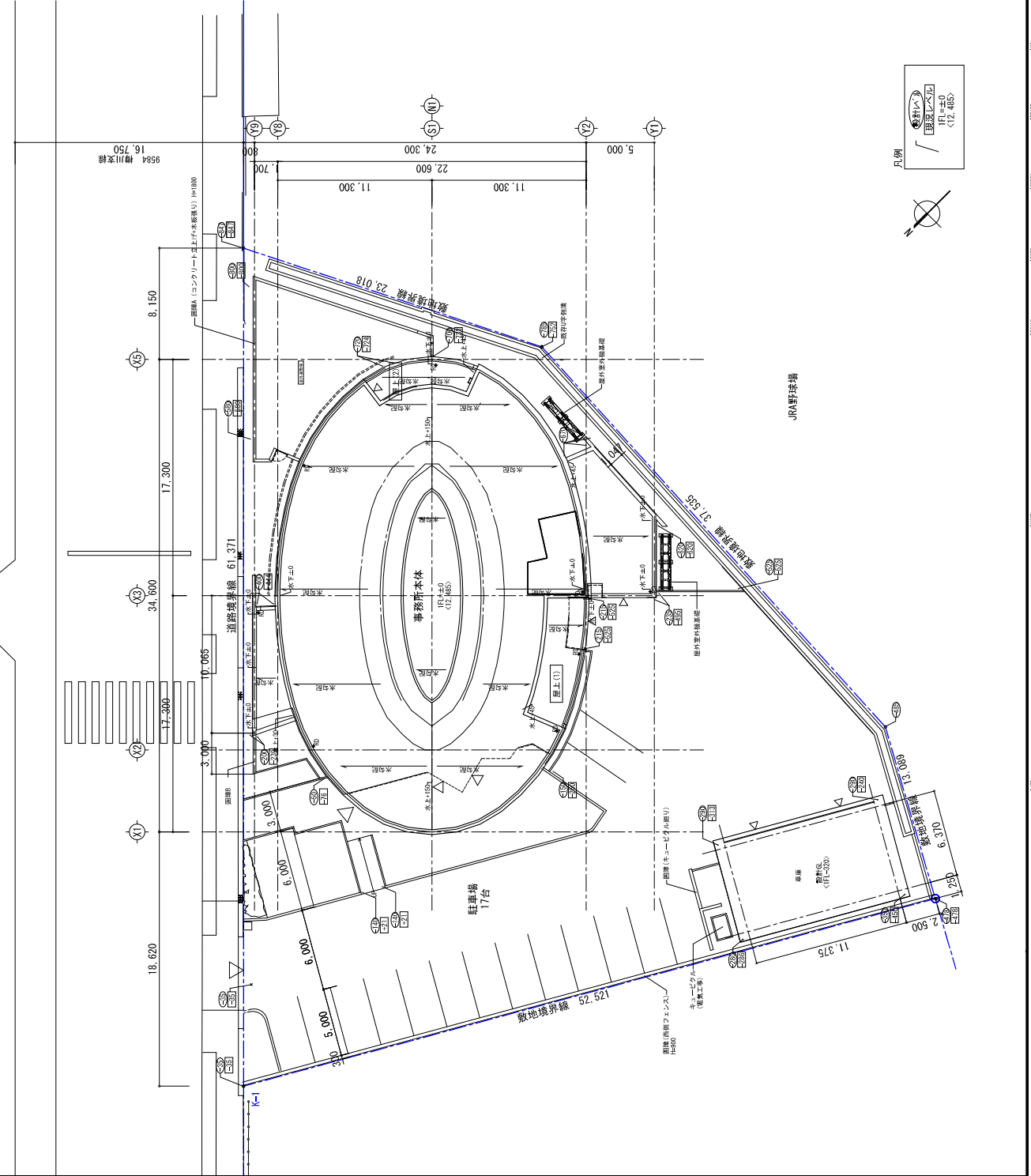
札幌市保健福祉局 保健所 動物管理センター 担当：市川、石橋

電話：011-736-6134 FAX：011-736-6137

Eメールアドレス：inuneko@city.sapporo.jp

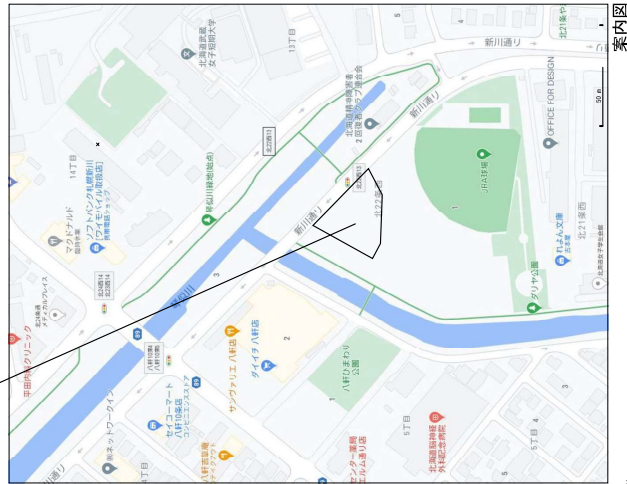
動物管理センター館内図





建設概要	
工事名称	(仮称)動物福祉センター増築工事基本設計
用途地域	第1種住居地域、30m高層地区、義務付地区、居住用途地
防火区域	建築基準法 第92条地域
工事場所	札幌市中央区北22条西15丁目-6
工事種別	増築工事
敷地面積	2,000.01 m ²
建築面積	706.64m ²
容積率	35.32%
延床面積	7,782.82m ²
容積率	38.91% (容)
建築率	46.33% (容)

建設地：札幌市中央区北22条西15丁目3-6



仮称) 動物愛護センター イメージ図①



仮称) 動物愛護センター イメージ図②



別紙2 貸出し可能備品リスト

備品	個数	備考
会議イス	104	
会議机 (3人掛け)	20	180cm幅
会議机 (2人掛け)	6	120cm幅
ホワイトボード	1	
液晶ディスプレイ	1	42.5型
プロジェクター	1	
スクリーン	1	

犬の 飼い主の 皆さんへ



ルールを守り、正しく飼いましょう!

- 外ではリードを必ずつけましょう

2メートル以内の引き綱を付けて犬を、制御できる人が散歩させよう。



- 他人の土地や公共の場所で排せつをしないよう
犬の排せつは自宅で済ませましょう

排せつをしてしまったら、
ふんを持ち帰ること
尿はペットボトルなどの水で
洗い流すこと



- 飼育場所は清潔にしましょう



- 犬は必ず登録をしましょう

- 犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう



- 狂犬病予防注射をうちましょう
(年1回)



